

西九州大学短期大学部研究費不正使用防止における責任体系について

西九州大学短期大学部の研究費不正使用防止における責任体系について、平成19年11月1日制定の「西九州大学短期大学部研究費不正使用防止規程」の第4条～第7条に基づき、以下の表のとおりとする。

職権	職名
最高管理責任者	学長
統括管理責任者	事務局次長
コンプライアンス推進責任者	学科長
コンプライアンス推進副責任者	学長補佐

(平成28年4月6日から施行する)